

編集発行人 株式会社 船井総合研究所 取締役 三上 元 TEL:06-314-3901  
株式会社FPシミュレーション 代表取締役 三車 厚二 TEL:06-946-8011

### 仮装・隠ぺいした場合の配偶者の税額軽減

Q: 相続税では財産を仮装・隠ぺいした場合、配偶者の税額軽減が受けられないそうですが、計算はどのようにするのですか。

A: 6年度の相続税改正により仮装・隠ぺいされた財産については、配偶者の税額軽減の適用がされないこととなっています。

税額軽減額を計算する場合、仮装・隠ぺいされた財産は配偶者の課税価格には含めませんが、通達ではさらに課税価格に含めない金額の上限（累積増差課税価格）を設けていますので留意が必要です。

累積増差課税価格 = 配偶者の（仮装・隠ぺい財産を含む）課税価格 - 当初申告額

《例1：期限内申告書を提出している場合》

当初申告額 2億円

仮装・隠ぺい財産 1億円

申告漏れ債務 0.3億円

・配偶者の課税価格

= 2億円 + (1億円 - 0.3億円) = 2.7億円

・累積増差課税価格

= 2.7億円 - 2億円 = 0.7億円

※税額軽減の計算基礎となる配偶者の課税価格

= 2.7億円 - 0.7億円 = 2億円

《例2：期限内申告書を提出していない場合》

当初申告額 0

(相続財産1億円、債務1億円)

発覚した架空債務 0.7億円

・配偶者の課税価格 = 0.7億円

・累積増差課税価格 = 0.7億円 - 0 = 0.7億円

※税額軽減の計算基礎となる配偶者の課税価格

= 0.7億円 - 0.7億円 = 0 (税額軽減の適用なし)

